

令和2年度石巻市一般廃棄物処理実施計画
～みんなで作る ごみ減量のまち いしのまき～

令和2年4月

石巻市

目 次

第1章 基本事項	1
1 計画の目的	1
2 計画対象区域	1
3 計画期間	1
第2章 一般廃棄物の種類と計画発生量	1
1 ごみ発生量	1
2 犬・猫等の死体	1
3 し尿浄化槽汚泥等	2
第3章 処理体系	2
1 ごみ処理体系	2
2 生活排水処理体系	2
第4章 収集運搬計画	3
1 家庭系収集ごみ	3
2 家庭系自己搬入ごみ	4
3 事業系ごみ	4
4 市で処理できないごみ	5
5 犬・猫等の死体	5
6 し尿浄化槽汚泥等	6
第5章 許可計画	6
1 一般廃棄物収集運搬業	6
2 一般廃棄物処分業	6
3 許可の取消し	6
第6章 中間処理計画	7
1 燃やせるごみ	7
2 資源化処理施設	7
3 犬・猫等の死体	7
4 し尿・浄化槽汚泥等	7

第7章 最終処分計画 8

第8章 ごみ減量化、資源化、適正処理に関する取組み 8

- 1 家庭系ごみ減量化・資源化に関する取組み 8
 - (1) 環境学習の推進 8
 - (2) 分別指導の徹底 8
 - (3) エコクッキングの推進 8
 - (4) もったいない生ごみ減量推進 8
 - (5) 集団資源回収の推進 9
 - (6) 小型家電リサイクルの推進 9

- 2 事業系ごみ減量化・資源化に関する取組み 9
 - (1) もったいない生ごみの減量推進 9
 - (2) ごみ減量化・資源化協力店 9

- 3 ごみ集積所の適正な維持管理 9
 - (1) ごみカレンダーの配布 9
 - (2) 資源物持ち去り行為に対する対応 9
 - (3) ごみ集積所の環境整備 10

- 4 その他 10
 - (1) 適正処理困難物の処理 10
 - (2) 不法投棄対策 10
 - (3) 包括連携協定の推進 10

第1章 基本事項

1 計画の目的

本計画は、石巻市一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることを目的とする。

2 計画対象区域

本計画対象区域は、本市全域とする。

3 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

第2章 一般廃棄物の種類と計画発生量

1 ごみ発生量

項目	単位	平成30年度 実績	令和元年度 見込	令和2年度 計画量
総ごみ量	t/年	55,409	55,340	54,840
家庭系収集ごみ	t/年	39,542	39,240	38,770
燃やせるごみ	t/年	32,111	32,191	31,791
燃やせないごみ他	t/年	1,131	1,118	1,078
粗大ごみ	t/年	213	202	192
資源物	t/年	5,477	5,160	5,130
集団資源回収量	t/年	604	563	572
使用済小型家電回収	t/年	6	6	7
直接搬入ごみ	t/年	15,867	16,100	16,070
可燃性ごみ	t/年	13,474	13,699	13,679
不燃性ごみ・資源物	t/年	2,393	2,401	2,391

2 犬・猫等の死体

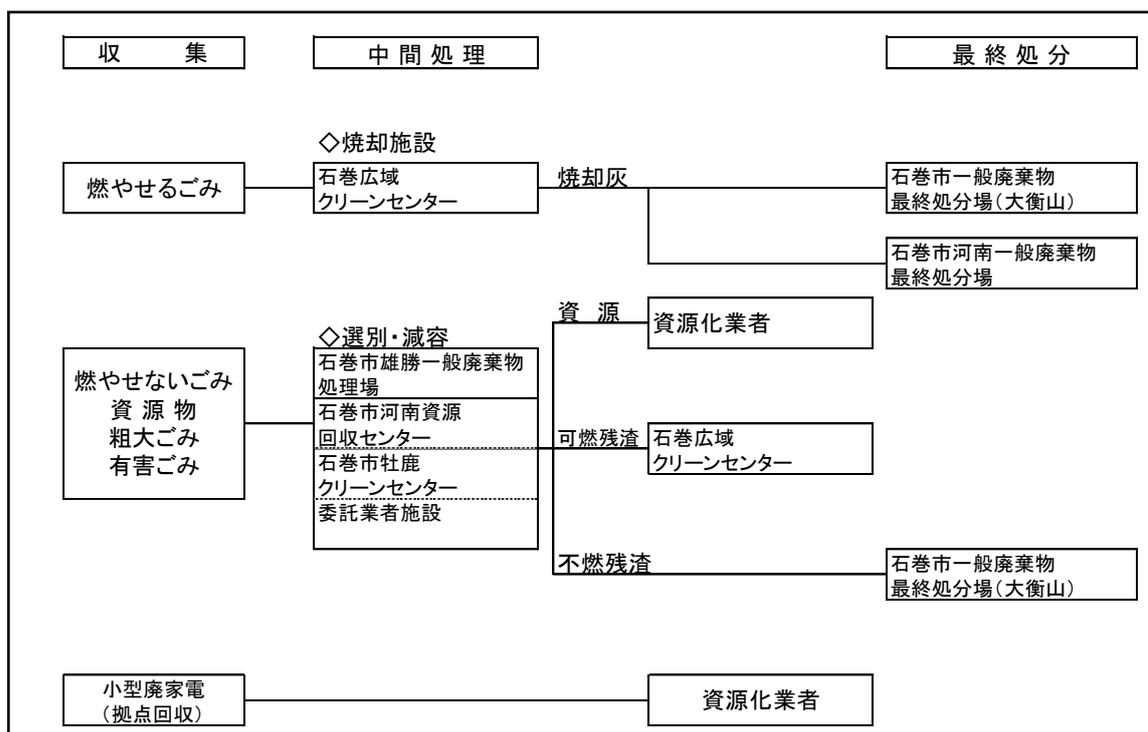
項目	単位	平成30年度 実績	令和元年度 見込	令和2年度 計画量
犬・猫等の死体	体	1,835	1,830	1,830

3 し尿浄化槽汚泥等

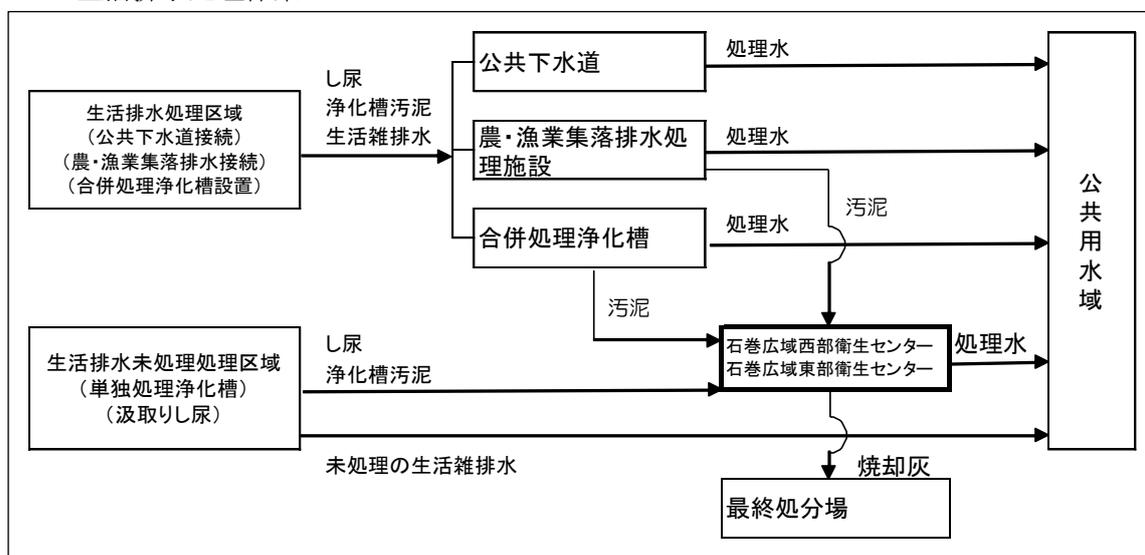
項目	単位	平成30年度実績	令和元年度見込	令和2年度計画量
し尿	kl/年	15,716	15,700	14,900
浄化槽汚泥等	kl/年	29,804	29,800	29,000
合計	kl/年	45,520	45,500	43,900

第3章 処理体系

1 ごみ処理体系



2 生活排水処理体系



第4章 収集運搬計画

1 家庭系収集ごみ

種別		排出方法	収集回数	処理料	処理方法
燃やせるごみ		石巻市指定ごみ収集袋に種別毎に収納し、ごみ集積所に排出する。	週2回	無料	石巻広域クリーンセンターにて焼却処理し、焼却灰は埋立処分する。
燃やせないごみ			月1回		石巻市の資源物処理施設と民間の資源物処理施設で選別し、再生可能なものはリサイクルし、可燃残渣を焼却処理し、不燃残渣を埋立処分する。
資源物	ペットボトル		月2回		石巻市の資源物処理施設と民間の資源物処理施設で選別し、資源回収する。残渣については、石巻広域クリーンセンターで焼却処理する。
	あき缶		月2回		石巻市の資源物処理施設と民間の資源物処理施設で選別し、資源回収する。残渣については、石巻市の最終処分場で埋立処理する。
	金属		月1回		
	あきビン		月2回		
	スプレー缶 ガスカートリッジ		月2回		
	新聞紙・雑誌・古本・ダンボール・紙パック・雑紙類		各品目毎に、以下の方法で、ごみ集積所に排出する。 ①新聞紙、雑誌、古本、ダンボール、紙パックについては各品目毎に紙紐で縛る。 ②雑紙類については、雑紙類専用収集袋及び取っ手付紙袋に収納又は、紙紐で縛る。		月2回
古着・布類	石巻市指定ごみ収集袋に種別毎に収納し、ごみ集積所に排出する。	月2回	一定期間保管・集約後、専門ルートを経由し、適正処理を行う。		
有害ごみ		月1回			
粗大ごみ		市が指定した日に、戸別に有料で収集する。	月1回	有料	石巻市の一般廃棄物処理施設と民間の資源物処理施設で処理し、再生可能なものはリサイクルし、可燃残渣を焼却処理し、不燃残渣を埋立処分する。
資源物	小型廃家電	市が設置する、回収ボックスに市民が投入する。	拠点回収	無料	回収ボックスから収集し、民間処理施設で選別し資源回収する。

※1 田代島地区は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物（2分別）、粗大ごみの4種5分別で収集する。収集回数は、週1回（夏季はこの限りではない）とし、指定袋及び指定された排出方法とする。

※2 ごみ集積所へは収集日の午前8時30分まで排出する。

2 家庭系自己搬入ごみ

項目	排出方法	処理料	処理方法
可燃性ごみ	一時多量ごみ、粗大ごみ等のごみ集積所に排出できない可燃性ごみは、排出者自らが石巻広域クリーンセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼し搬入する。	有料	石巻広域クリーンセンターにて焼却処理し、焼却灰は埋立処分する。
不燃性ごみ・資源物	一時多量ごみ、粗大ごみ等のごみ集積所に排出できない不燃性ごみ・資源ごみは、排出者自らが石巻市の最終処分場へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼し搬入する。		不燃性ごみは、埋立処分する。資源物については、石巻市の一般廃棄物処理施設と民間の資源物処理施設へ搬入し選別する。

※1 資源物である紙類については、資源化推進のため資源化業者へ搬入する。

※2 石巻市内の処理施設で処理困難な一般廃棄物については、市外の処理施設での処理が必要であることから、適宜、自治体間で協議を行い適正処理に努めていく。

3 事業系ごみ

項目	排出方法	処理料	処理方法
可燃性ごみ	排出方法については以下の3通りによる。 ①排出者自らが石巻広域クリーンセンターへ直接搬入する。 ②排出者自らが民間処理施設(一般廃棄物処分業許可業者)へ直接搬入する。 ③一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼し搬入する。	有料	排出方法については以下の2通りによる。 ①石巻広域クリーンセンターにて焼却処理し、焼却灰は埋立処分する。 ②民間処理施設(一般廃棄物処分業許可業者)にて処理する。
不燃性ごみ・資源物	一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼し、石巻市の最終処分場または、民間処理施設(一般廃棄物処分業許可業者)へ搬入する。		不燃性ごみは、埋立処分する。資源物については、石巻市の一般廃棄物処理施設と民間の資源物処理施設へ搬入し選別する。

※1 資源物である紙類については、資源化推進のため資源化業者へ搬入する。

※2 石巻市内の処理施設で処理困難な一般廃棄物については、市外の処理施設での処理が必要であることから、適宜、自治体間で協議を行い適正処理に努めていく。

4 市で処理できないごみ

区分	品目	処理方法
家電リサイクル対象品目	特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律97号)第2条第5項に定めるもの(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)	家電リサイクル法対象品目につき、以下の3通りによる。 ①販売店へ引き取りを依頼する。 ②郵便局でリサイクル料金を振込み、排出者が指定引取り場所へ搬入する。 ③郵便局でリサイクル料金を振込み、一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を依頼する。
パソコンリサイクル対象品目	パーソナルコンピューター(家庭用) ※ノートパソコンについては、小型廃家電回収ボックスでも排出可能	資源有効利用促進法の対象品目につき、以下の2通りによる。 ①メーカー受付窓口へ回収を依頼する。 ②メーカーが存在しない・自作パソコン等は、一般社団法人 パソコン3R推進協会へ回収を依頼する。
各リサイクルシステム対象品目	自動車、オートバイ、FRP船、消火器	自動車リサイクル及び二輪車リサイクル対象車に関しては、自動車及び二輪車リサイクルシステムによる。 FRP船はFRP船リサイクルシステムによる。 消火器は消火器リサイクルシステムによる。
施設処理不可物	タイヤ、ホイール、バッテリー、農機具、ボイラー、ピアノ、石膏ボード、石綿含有一般廃棄物	販売店や専門の処理業者へ依頼する。
危険物	プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、火薬、劇薬、塗料、廃油、薬品等	販売店やメーカー、もしくは宮城県毒劇物協会へ処分先を確認し処分する。

5 犬・猫等の死体

項目	排出方法	処理料	処理方法
犬・猫等の死体	市民が直接搬入し処分する。	有料	石巻広域クリーンセンターの専用処理施設で処理する。
	所有者が不明である場合は、土地の管理者が処分する。	有料	石巻広域クリーンセンターの専用処理施設で処理する。

6 し尿浄化槽汚泥等

項目	排出方法	処理料	処理方法
し尿・浄化槽汚泥等	一般廃棄物収集運搬許可業者(16者)へ収集運搬を依頼し、石巻広域西部衛生センター及び石巻広域東部衛生センターへ搬入する。	—	石巻広域西部衛生センター及び石巻広域東部衛生センターにて中間処理し、焼却灰は埋立処分する。

第5章 許可計画

廃棄物処理法第7条第5項及び第10項の規定、並びに石巻市一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、一般廃棄物処理業の許可に関する計画を次のとおり定める。

1 一般廃棄物収集運搬業

既存の許可業者の積載能力や運搬実績、また、排出量の減少が見込まれることなどを勘案すると、現行の許可業者で適正に収集運搬が図られているものと判断されることから、新規については次のように対応する。

・既存の許可業者によって適正な収集運搬が行われていることから、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則許可しない。

2 一般廃棄物処分業

様々な技術を有する環境産業と協働し、一般廃棄物を適正処理する必要があることから、新規については次のとおり対応する。

・市の施設で処理困難な一般廃棄物の処理を目的として処分業を営む場合で、石巻市一般廃棄物処理基本計画の処理計画量を勘案し必要であると判断され、適正に処理することが確実である場合に許可する。

3 許可の取消し

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業は、石巻市一般廃棄物処理基本計画に基づくものであり、その計画に反する行為又は法令において違法行為が認められたときは、許可を取り消す場合がある。

(取消要件)

- ・原則として、次回更新時まで業務実績がない者
- ・市民、事業者等からの苦情等により調査した結果、許可業者として認めがたい者
- ・業務の改善指導等を受けながら、改善の意向が見られない者

第6章 中間処理計画

1 燃やせるごみ

施設名	炉形式	処理能力	計画処理量
石巻広域クリーンセンター	流動床式ガス化熔融炉	230 t / 日	45,470 t

※ 焼却残渣については、埋立処理

※ 石巻広域クリーンセンターにおいては、熔融スラグ及び選別した金属を資源化

2 資源化処理施設

施設名	処理品目	計画処理量
石巻市雄勝一般廃棄物処理場	燃やせないごみ、資源物（びん類、缶類、金属、スプレー缶、ガスカートリッジ、ペットボトル）、粗大ごみ、有害ごみ	6,400t
石巻市河南資源回収センター		
石巻市牡鹿クリーンセンター		
民間処理施設	燃やせないごみ、資源物（びん類、缶類、金属、スプレー缶、ガスカートリッジ、ペットボトル）、粗大ごみ、有害ごみ、紙類、古布	

※ 可燃残渣については、石巻広域クリーンセンターで焼却処理し、不燃残渣については埋立処理

※ 有害ごみについては、業者委託にて処理

3 犬・猫等の死体

施設名	炉形式	処理能力	計画処理量
石巻広域クリーンセンター	固定式焼却炉	60kg/h	1,830体

4 し尿・浄化槽汚泥等

施設名	処理方式	処理能力	計画処理量
石巻広域西部衛生センター	膜分離型高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	150kl/日	43,900kl
石巻広域東部衛生センター	膜分離型高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	150kl/日	

※ 施設から発生する焼却灰は、埋立処理

第7章 最終処分計画

施設名	埋立容量	平成31年度末埋立容量見込	令和元年度末残余容量見込	令和2年度埋立計画量
石巻市一般廃棄物最終処分場	270,700m ³	222,500m ³	40,700m ³	5,450m ³

※ 河北地区一般廃棄物最終処分場、雄勝一般廃棄物最終処分場、河南一般廃棄物最終処分場、牡鹿一般廃棄物最終処分場は埋立てを終了している。(※一部閉鎖業務中)

第8章 ごみ減量化、資源化、適正処理に関する取組み

1 家庭系ごみ減量化・資源化に関する取組み

(1) 環境学習の推進

ごみ減量化に関する社会意識を育むため、小中学校における環境学習や各種団体への出前講座等を通じた環境教育に積極的に取り組む。

(2) 分別指導の徹底

市で発行する紙媒体の資料等に、紙類資源化に係る文言を記載し啓発を行う。

チラシ、マスメディア等を活用し、分別方法・排出方法についても啓発活動を行う。

また、本市においては毎年外国人在住者が増えてきており、これに対応した外国人向けの「家庭ごみの分け方・出し方」を用いて、出前講座等で資源物の分別について周知徹底を図っていく。

(3) エコクッキングの推進

エコクッキング教室を開催し、ごみをできるだけ出さない買い物から省エネ料理、生ごみの上手な処理方法までの一連の流れを通じてごみ減量意識の向上を図っていく、食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、生ごみの「水切り」等を市民へPRしていく。

(4) もったいない生ごみ減量推進

まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」は、全国で年間612万トン(*)もあるといわれています。この食品ロスを減らすため、二つの30・10運動を展開します。

一つ目は、毎月10日と30日を冷蔵庫のクリーンアップデーとし、ご家庭の冷

蔵庫内をチェックすることで消費期限の迫った食材等の食べ忘れを無くす。

二つ目は、宴会等の際に、開始30分間と終了前10分間は自分の席で料理を楽しむことで、食べ残しによる食品ロス削減を目指す。

*農林水産省「食品ロス量(平成29年度推計値)の公表について」及び環境省「我が国の食品廃棄物等及び食品ロスの発生量の推計値(平成29年度)の公表について」抜粋

(5) 集団資源回収の推進

市民が自主的に地域の資源物を回収する集団回収の実施団体及び回収業者に対し、奨励金を交付することにより、ごみの減量化とリサイクルの推進を図る。

震災以降、減少傾向にある集団回収の実施団体の新規登録について、出前講座等で各種団体に対し募集して行く。

(6) 小型家電リサイクルの推進

使用済み小型電子機器等の再資源化を促進するため、市関連施設及び民間事業所等、15ヶ所に小型家電回収ボックスを設置し、希少金属等の有効利用を図る。

2 事業系ごみ減量化・資源化に関する取組み

(1) もったいない生ごみ減量推進

まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は、全国で年間612万トンもあるといわれており、このうち飲食店から発生する生ごみの約6割がお客さんの食べ残した料理といわれている。この問題を知ってもらい削減するため、食品ロスをなくす運動を展開し協力を求める。

(2) ごみ減量化・資源化協力店

震災前に認定した協力店が震災により閉店する等、存在していないところもあり再調査をし、新たな協力店の認定について検討をしていくこととする。

3 ごみ集積所の適正な維持管理

(1) ごみカレンダーの配布

ごみの収集日やごみ出しのルール、分別方法を記載したごみカレンダーを各戸に配布し啓発を図る。

(2) 資源物持ち去り行為に対する対応

資源物持ち去り行為者に対しては、警察と連携を密に指導を行っていく。

(3) ごみ集積所の環境整備

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、町内会等が管理する集積所のカラス被害等によるごみの散乱防止のため、ごみ集積ボックス等を設置に要する費用に対して支援制度を構築する。

4 その他

(1) 適正処理困難物の処理

適正処理困難物の処理方法については、市民・事業者を理解してもらうため、ごみカレンダーや市報等を通じて、具体的な処分方法や引取り先を紹介するなど積極的な情報提供を行う。

(2) 不法投棄対策

適正処理について市民・事業者に対し啓発活動を行うとともに、県・警察等の関連機関と連携を密に監視、指導を行っていく。

(3) 包括連携協定の推進

民間商業店舗での店頭リサイクルの推進及びごみの減量化に関する普及啓発活動・不法投棄対策等について、包括連携協定を結んでいる民間企業と連携しながら各種事業を展開していく。